

会 議 録

1 会議名

令和3年度 上越市入札監視委員会 第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【報告】（公開）

発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和3年12月17日（金）午後1時30分から午後3時5分まで

4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、岩井文弘、上原みゆき

・事務局

上越市：平野契約検査課長、鋤柄副課長、石野係長、荒川係長、春日主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、近藤主任、小林主任

（審議案件担当課等）

教育総務課：石橋主任

建築住宅課営繕室：北島主任、山本主任

都市整備課：三原田係長、稲田技師

柿崎区教育文化グループ：福田主任

選挙管理委員会事務局：笠松係長

生活環境課：高山主任

道路課雪対策室：小山係長、武田主事

用地管財課：大島係長、村松主事

地域医療推進室：南雲係長

ガス水道局維持管理課：草間主査

ガス水道局総務課：内山主任

8 発言の内容

【開会】

平野課長： 本日は、年末の何かとお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行につきましては、私、契約検査課の平野が務めさせていただきます。

上越市では、ご案内のとおり 10 月 31 日の総選挙と同日に任期満了に伴う市長選挙が行われ、11 月 9 日に中川市長が就任しております。

さて、前回の監視委員会から市長交代という大きな変化があったところですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、ようやく感染者数が減少したものの、世界各国では新たなオミクロン株が猛威を振るい国内でも少数ではございますが、感染者が確認されているところでございます。

これまで以上の感染予防対策が求められている状況ですが、市の入札及び契約手続について、委員の皆様による審議は、公平・公正な入札を確保するためには必要でございますので、このような状況下ではございますが、お集まりをいただいたところでございます。

今回も前回の監視委員会同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、途中で換気を行いますので、よろしく願いいたします。

平野課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。

最初に、当日の配布資料でございますが、委員名簿と座席表、本日お持ちいただきました事前配布資料といたしまして、次第、資料 1-1 発注状況総括表の市発注分、資料 1-2 発注状況総括表のガス水道局発注分、資料 2No.1 から No.10 の抽出案件の概要でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の出席委員数についてですが、本日は委員 6 名全員の出席となっておりますので、上越市入札監視委員会設置要綱第 7 条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和 3 年度第 3 回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するため、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、傍聴される皆様におかれては、会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは、本日も師走のご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。先程のお話にもありましたが、新型コロナウイルスも少し落ち着いてきたということがあって、私も今日、電車で来たのですが、いつになく混雑をされていて、だいぶ変わったと思いました。座席がほぼ埋まっていたので、だいぶ人の動きが活発になっていると同時に、オミクロン株が流行する前に出かけようとしているのかと思ったりしながら見ていたところです。

今日は、暴風警報が発令されているということで、私は明日、大学の編入学の入学試験がありますので、ちゃんとできるのかと思っていますところではありますが、今の天気を見ると全然そういう感じにはなっていないくて、帰りの晩の電車は、一部運休がお知らせされていて、どうも大変な暴風雪となるようですので、皆さまにおかれましてもご無事に乗り切っていただければと思います。

それでは本日も審議案件は10件で、いつもどおりの件数ではありますが、上越市の入札を監視するという事は非常に重要なことですので、2時間近くの間にはありますが、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【報告】

発注状況について

今本委員長： それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、2報告の発注状況について、これは令和3年度7月1日から10月31日までの分ですが、この市発注分について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

平野課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、続きましてガス水道局発注分について、事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長： 資料1-2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 大変初歩的な質問で恐縮ですが、市発注分の競争入札のところ、土木とか建築とか電気とか書いてありますけれど、その中の一つに管がありますが、ガス水道局の管については、何となく分かるのですが、市発注分のところの管というのはどういうものが入っているか、その範囲をお示しいただきたいと思います。

平野課長： 資料にある土木・建築・電気・管・舗装という分類ですが、それ以外はその他になっていますが、これは建設業法に工事の種類というのが規定されていて、基本的に建設業法にある分類となっています。今のご質問の管につきましては、市で発注するものの多くは、空調関係で、これは管工事と整理されておりますし、もちろんガス管や水道管の工事となれば管工事として発注をさせていただいております。

岩井委員： 空調との説明がありましたが、そのほかのものはないのでしょうか。

平野課長： 今手元に、建設業法に基づく工事の種類という資料がございますが、管工事として列挙されているもので、冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事これはエアコンの関係です。それから給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事などでございます。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。なければ、報告は以上とさせていただきます。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： それでは、次第の3 審議に移ります。

今回の審議案件は、井部委員から10件選んでいただきました。抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、井部委員の方から補足説明をされる際は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいります。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいてから、回答をお願いします。

それではまず、No.1 の案件から入りたいと思います。No.1 の案件

は、直江津中学校南・東校舎棟外壁等改修工事ですが、落札率が極めて高いとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.1 直江津中学校南・東校舎棟外壁等改修工事》

鋤柄副課長： 1件目の案件は、直江津中学校南・東校舎棟外壁等改修工事です。工事場所は、西本町4丁目地内、直江津屋台会館、海浜公園の南側になります。工期は、令和3年7月8日から令和4年1月10日までの187日間です。主な工事内容は、南及び東校舎棟の防水改修工事、外壁改修工事で、工種は、建築一式工事になります。予定価格は、税抜き8,747万円、税込みで約9,600万円となり、2,000万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。入札参加に必要な資格要件は、市内本社の建築Aランク業者であることとし、該当業者数は、Aランク業者28者になります。入札結果ですが、落札者は高館組で、落札額は8,740万円、落札率は99.92%という結果となりました。

井部委員からは、落札率が極めて高いということで、抽出していただいておりますので、この点について検証しました。始めに、入札状況ですが、本件については初度の入札では落札者が決まらず、上越市財務規則では再入札は2回を限度としていることから、初度を含め入札を3回行いましたが予定価格に至らず不調となりました。3回目の入札では、高館組が提示した最低入札金額と予定価格の開差が53万円、率にして0.61%になっており、この最低入札金額が、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領に定める随意契約へ移行できる金額、予定価格との差が10%以内であったため、入札から随意契約へ移行し、交渉した結果、予定価格を下回る8,740万円という金額を提示いただけたので、当該事業者と随意契約を締結いたしました。

今回のように、予定価格に達せず随意契約へ移行した場合、既に3回価格を提示し、その都度減額していただいた後で値下げ交渉を行いますので、落札率が高くなる傾向にあり、そこに原因があったと思われる。また、建築工事の場合、公表されている標準単価が少なく、見積り単価などの価格の基準によらない不確定な要素が多いため、入札参加者は予定価格や最低制限価格を推測することが難しくなりますが、最低制限価格を下回るとその段階で失格になりますので、利益を確保する中で経費を抑えつつも、失格にならないよう、高めの金額で応札するため、落札率が高くなる傾向にあると考えております。

高館組は、交渉の中で、公表されている単価がないものもあり予定価格が掴みにくかったと話しており、この入札は、大変難しい入札であったようでした。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： ありがとうございます。説明を聞くと、率が高かったということに関してはよく分かったのですが、そうなると、この元々の予定価格が少し低すぎたのかという印象を持ちました。28者という業者がいて、入札を3回行ってもそこまで達しなかったということだったのですが、そういったことがあった場合は、今後の入札で、予定価格の見積りに少し低すぎたというのを活かして変えていくということはあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 予定価格の基になる設計額につきましては、国や県の積算基準や刊行物で公表されている単価を基に計算しております。市としては、正しい数字であると認識していますので、今回こういうことがあったからといって、予定価格を低くすることは考えておりません。

井部委員： 分かりました。

今本委員長： ほかにご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 工事の見積りに不確定な要素があって掴みにくいというのが高館組の感想だったようですが、おそらく色々な部品というか、工事の資材の価格の高騰というものはなかったのでしょうか。

鋤柄副課長： 交渉の中では、最近、資材の価格が高くなったとか、そういったことはおっしゃってなかったように記憶しています。やはり、見積りの不確定要素の部分については、例えば、建具や照明器具などは業者ごとで見積りに波があるので、価格が掴みにくいということであって、委員が言われるような価格が今上がっているなどの話は聞いておりません。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。不確定要素というのは、原材料の価格だけなのでしょう。あるいはどういうことが考えられますか。今回どういうことが問題になってこういう結果になったのかお聞かせいただければと思います。

平野課長： 工事所管課の担当者も来ていますので、もし違っていたら、若しくは補足があったらお願いします。

不確定要素ということですが、設計するに当たりまして、基本的には、当市はどちらかと言うと県の積算基準によっていると思って

いますが、その基準に基づいて積算するということになっております。土木工事と建築工事の大きな違いというのがありまして、土木工事については、割と全般的に人件費はもちろんなのですが、材料合わせて単価が公表されているものが多い。一方、建築工事については、私は主に材料と思っておりますが、人件費も建築工事の場合も土木工事と一緒に公表されてはいますが、材料の関係は皆様もご承知のとおり、使う材料が非常に多い。例えば、窓であっても色々な窓があつて、壁であっても色々な壁があつて、非常に多いので、これを積算基準の中では定めていません。従いまして、定めのないものに関しては、どうしても、業者であれば自社が調達するであろう幾つかの会社から見積りを取って決めることとなりますので、そこで基準がないので、市の予定価格と比べると、なかなか不確定、市の予定価格を計算しにくいというところがあります。そういう背景がありますので、市としましても、発注する時は、積算基準に則った設計がされているものであれば、不良工事の排除ということで制限価格を設けます。制限価格を設けた場合、その価格未満の入札額を提示しますと失格になってしまいます。失格になることも入札参加者は気にしているということで、どうしても金額というのは高めに入れるそうです。これにつきましても、入札が不調になった後の随意契約交渉の時にお話を聞いたりしますが、過去に制限価格で失格になった会社もございまして、過去の経験などから、どうしても金額は高めに設定しているというようなお話でございました。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.1の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.2の案件に移ります。No.2とどろき公園外柵更新工事は、公園外柵更新工事が、落札者が同じで落札率が100%となっているとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.2 とどろき公園外柵更新工事》

鋤柄副課長： 2件目の案件は、とどろき公園外柵更新工事です。工事場所は、労災病院の南側、御館川を挟んで反対側にある公園になります。工期は、令和3年7月12日から令和3年8月30日までの50日間です。主な工事内容は、外柵の撤去とセフティパイプの更新工事、工種は、土木一式工事になります。予定価格は、税抜き333万円、税込みで約370万円となり、2,000万円未満の工事になりますので、指名競争入札を行いました。選定理由は、参考見積業者及び土木D

ランク業者を地理的要件により 8 者選定しております。入札結果ですが、落札者は創高建設で、落札額は 333 万円、落札率は 100% という結果となりました。

井部委員からは、他の公園外柵更新工事 1 件、ことらは桐ノ木公園外柵公園工事となりますが、落札者も本件と同じ落札者で、落札率も同じ 100% になっているということで、抽出していただいておりますので、この点について検証しました。

まず、本件の入札状況ですが、本件については 2 者以上の業者から参考見積を徴し、その中で最低価格を予定価格としております。資料の網掛けの業者が参考見積徴取業者です。入札では、参考見積りで最低価格を提示した創高建設が参考見積と同額で応札したため、結果として落札率が 100% となったものです。もう 1 件の桐ノ木公園も本工事の予定価格に近い 284 万円の D ランク工事となっており、創高建設の参考見積を予定価格に採用しております。入札でも当該業者が見積りと同額で応札したため、落札率が 100% となったものです。2 件とも創高建設から見積りを徴しておりますが、参考見積徴取業者の選定にあたっては、地理的要因を基準としており、現場に近接する業者から選定するよう職員に周知しております。創高建設は直江津地区の業者であり現場にも近いため見積りを依頼したものです。

当該業者は参考見積の段階で、請け負うことができるぎりぎりのラインで費用を見積もっていたため、入札時においても見直す必要はなく、同額で応札したものだと思われま。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私から一点よろしいでしょうか。創高建設からは、これまでも見積りを徴取してきたと思いますが、こういう傾向にあったのでしょうか。もう一つの案件も 100% であったようですが。

平野課長： 只今の質問ですが、創高建設が受注するような案件は、いつも 100% であったのかという質問でよろしいでしょうか。

今本委員長： はいそうです。

平野課長： 申し訳ございません。実は私も契約検査課に異動して来て 3 年目になりますが、創高建設という会社が受注するケースはそう多くはなかったのではないかと感じておまして、今回のような参考見積りをいただくような発注だったのかどうかというのも覚えてい

ないのですが、創高建設(株)だからこうなったということではなくて、参考見積りですから、先ほど申し上げたとおり、設計をしてないので、価格の根拠というのは、幾つかの業者に依頼した見積りで、最低価格の見積りを採用することになります。そのような価格の設定方法ですから、実際に業者が参考見積りの時は、例えば100万円であったが、本番の同じ案件の入札で指名があった時に、色々な状況が変わって材料を安く仕入れることができるようになった場合、金額を下げてくる時はありますが、そうでなければ自社が請け負うとしたらこれだけお金がかかるということで、100%になるということもあり得ることと考えております。

今本委員長： 分かりました。参考見積りの額より遥かに安い価格で応札してくる業者も結構あるような気がするので、それよりはすっきりしているという印象を受けました。ありがとうございました。

ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.2の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.3の案件に移ります。No.3 柿崎屋内水泳プール改修工事設計業務委託は、落札率が低いとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.3 柿崎屋内水泳プール改修工事設計業務委託》

荒川係長： 抽出案件No.3は、柿崎屋内水泳プール改修工事設計業務委託です。本業務は、柿崎区法音寺地内にあります、柿崎屋内水泳プールの耐震等改修工事を実施するための設計業務となっております。履行期間は、令和3年9月6日から令和4年2月28日までの176日間としております。契約方法・業者の選定については、当市の建築設計業務委託の発注に関する運用基準に基づき、上越市建築設計協同組合との特命随意契約、1者から見積書を徴するいわゆる1者随契といたしました。なお、建築設計業務委託の発注に関する運用基準については、業務の円滑な実施と品質を確保することを目的に、平成29年度から実施し、見直しを行いながら運用しているものであります。契約方法を特命随意契約(1者随契)としたことから、最低制限価格は設けず、低入札価格調査の対象といたしました。・見積書を徴した結果、見積金額が予定価格の85%を下回ったことから、上越市建築設計協同組合に対し、9月2日に低入札価格調査を実施し、調査の結果、積算内容等に不適切な点が見当たらなかったことから、受注者として決定をいたしました。

今回、井部委員からは、落札率が低いとの理由から、抽出いただいております。先ほどご説明申し上げたとおり、見積金額が予定価格の85%を下回ったことから、低入札価格調査を行っております。調査では、仕様書の内容を正確に理解しているか、経費の計上漏れはないか、下請・外注を含め無理な経費の圧縮は行っていないかなどについて聴き取りを行い、見積金額の積算内容が仕様書を網羅し、現地を確認した上でのものであること、無理な経費の圧縮は行っていないことを確認しております。低価格となった理由については、過去に類似する設計業務の受託実績があるほか、企業努力により諸経費等を低減できたとのことであります。

また、上越市建築設計協同組合は、官公需の受注に対し意欲的で、かつ受注した契約は、品質管理に万全を期し十分責任をもって実施できる経営基盤であることを中小企業庁が証明する官公需適格組合証明を取得しており、こうしたことから、問題なく業務の履行がされるものと考えております。本業務の履行期限は、令和4年2月28日までとなっておりますが、現時点では仕様書及び担当課の指示どおりに業務が進められております。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私から一点確認ですが、1者随契の理由はどういう理由なのでしょう。どういうものに該当するのでしょうか。

荒川係長： 財務規則で申し上げますと、第135条第3項2号に該当するものでございます。先ほど私が、上越市建築設計業務委託の発注に関する運用基準ということを申し上げましたが、この基準につきましては、平成29年度から試行的に実施しておりますが、受注者と市との打合せが円滑に実施できなかった事例や照査不足が散見される事例のほか、設計作業の遅れから契約期限内に成果品の納入ができなかった事例が発生しましたので、平成31年3月に、こうした問題点の解消を目指し、基準の対象となる予定価格を見直すとともに、官公需適格組合である上越市建築設計協同組合の受注機会の確保などの観点から見直しを行っております。

国でも中小企業者の官公需の受注機会を拡大するために、関係する法律に基づき、基本方針を定め公表しております。こうした国の政策を踏まえるとともに、先ほど申し上げた問題点を解消するため、官公需適格組合である建築設計協同組合の受注機会の確保と、

こうした組織をいかした業務の遂行を求めることとしまして、1者随契としているところでございます。

今本委員長： 分かりました。確実な工事の履行が求められているということでしょうか。

荒川係長： 建築設計の業務委託につきましては、先ほど申し上げた問題点がございました。こうした問題点を解消するために経営基盤がしっかりとした官公需適格組合である建築設計協同組合との1者随契としているということでございます。組合でございますので、今現在数十者の組合員がおられますので、技術者の手があり、円滑な業務と品質確保ができるのではないかと考えまして、このような形をとっているということでございます。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

池田委員： 基本的なことで申し訳ありませんが、随意契約と特命随意契約の違いというのが分からなかったのですが。

荒川係長： 特命随意契約は、いわゆる1者から見積を取る1者随契のことであります。

平野課長： 随意契約と特命随意契約の違いですが、発注に当たって、入札をしない案件を随意契約と言っています。例えば、工事であれば130万円を超えるものについては入札を行うという規則がございまして、130万円以下であれば随意契約とすることができ、その方法として、色々な業者から見積りを取る見積り合わせがあり、実態としては入札と変わらない形になっております。今申し上げたように、随意契約であっても見積り合わせの形で競争することもあります。

つまり、入札でないものは随意契約、特命随意契約というのは1者随契のことを言っております。理由があつてその業者でしかできない場合は、1者随契になりますので、特命随意契約ということになります。

池田委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。協同組合と随意契約をしているということですが、協同組合に入っている業者が多いので問題がないという趣旨の発言だったと思うのですが、これは通常どおりの建設コンサルタントに競争をさせるわけにはいかなかった案件なのかということが気になったのですが、その点について説明をいただければと思います。

平野課長： 設計業務委託の関係ですが、過去からの経緯がございまして、市内にも設計をする会社が幾つかありますが、どの業者も小規模で、

技術者が一人しかいない若しくは二人しかいない、大勢いるような業者はございません。過去にどういうことがあったかと言いますと、発注をしても、市が期待した成果として上がってこないケースも散見されたということがあって、発注の方法を見直す必要が生じたということでもあります。どのような整理をしたかと言いますと、まず、新築物件等の設計であれば、プロポーザル方式で決定し、業者も市内本社に限っていない。改修工事については、市が期待する成果が上がってこない場合があったので、それを3つの区分に分けております。いずれも鍵になっているのは技術者の数であります。高額であればあるほど、当然、設計内容も難しくなってきますので、そういう高額なものに関しては、技術者が複数人いる必要があるという整理をいたしまして、少額のものであれば、市内の設計会社から競争をしていただく。ある一定の金額の価格帯であれば、ある程度マンパワーが必要ということで、先ほど申し上げたように何者かが加盟している協同組合にお任せするのが一番いいのだろうと考えたものであります。それ以上になった場合は、設計業者同士のジョイントベンチャーで複数人の技術者を確保することとして、期待する成果品が上がってくるかどうかというところだったのですが、現在のところそれがうまくいっております。相手が協同組合の場合は競争という形になりませんので、特命随契で発注するような形で整理をしたということです。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.3の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.4の案件に移ります。No.4衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板設置・撤去業務委託は、前回選挙との予定価格の比較。同じ選挙の委託であるにもかかわらず、設置する地区によって予定価格が異なるのはなぜかとの理由から抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.4 衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務（合併前の上越市南地区）委託》

石野係長： 衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託につきましては、市の指定した箇所に立候補者のポスターを掲示するための掲示板の設置と撤去を行うものです。期間は、令和3年9月21日から11月30日までの71日間であります。契約の方法は、指名競争入札で、業者の選定理由といたしましては、これまでの選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務の指名実績や設置場所の地理的

要件を考慮して指名いたしました。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は99.99%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、前回選挙との予定価格の比較。同じ選挙の委託であるにもかかわらず、設置する地区によって予定価格が異なるのはなぜかということでございますが、まず、予定価格の比較ですが、前回の衆議院議員選挙は平成29年に実施され、予定価格は税抜で4,345,000円、今回は3,800円の減となっております。

設置する地区によって予定価格が異なるのは、地区により設置箇所数が異なることによるものです。その他、設置の難易度や設置箇所ごとの距離など地区ごとのさまざまな要素が加わり、予定価格が変わってきているものと考えられます。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： なければ、No.5の案件に移ります。No.5 令和3年度燃やせるごみ指定袋作製業務その3委託は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。

それでは事務局から説明をお願いします。

《No.5 令和3年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その3）委託》

石野係長： 令和3年度燃やせるごみ指定袋作製業務その3委託につきましては、市指定の規格に基づき、家庭ごみ収集のための燃やせるごみ指定袋の作製から、指定する保管場所への荷下ろしを含めた納品までの業務を行うもので、期間は、令和3年9月27日から令和3年12月13日までの78日間であります。契約の方法は、随意契約で、業者の選定理由といたしましては、燃やせるごみや生ごみの指定袋は、バイオマス混練樹脂でできており、それを製造できる市内唯一の業者を選定しております。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、随意契約が選択された理由を確認したいということでございますが、当市の燃やせるごみ指定袋及び生ごみ指定袋については、平成20年の家庭ごみ有料化の際に、上越市廃棄物減量等推進委員会にて地球温暖化防止の観点から、指定袋の素材にはバイオマス資源を採用すべきであるとの答申を受け、バイオマス混練樹脂を使用しております。(株)バイオポリ上越は、入札参加資格を有する者の中で、バイオマス混練樹脂を使用した製品を製造できる唯一の業者であることから、上越市財務規則第135条第3項第2号の不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製

造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときに該当し、当該業者との随意契約としております。

今本委員長： ありがとうございます。この関係は、これまでもこの委員会で審議してきたところだと思えますが、只今の事務局の説明に対し、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

小林副委員長： 単純な質問で申し訳ありませんが、燃やせないごみの袋は、普通のプラごみのごみ袋になっていますし、ごみに貼るシールは、普通の印刷物になるかと思えますが、それらは競争するというか入札案件の形になるのでしょうか。

石野係長： 一般的に取り扱える燃やせないごみにつきましては、ポリエチレンを使用しております、シールにつきましては、一般的な紙を使用しておりますので、こちらは競争で契約させていただいております。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。この価格というのは、ずっと同じ価格ですか。昨年度と比べたりしたときに。

生活環境課 高山主任： 指定するごみ袋については、価格は同一です。

今本委員長： 分かりました。随意契約ですが、価格については、見直しをされていないという理解でよろしいでしょうか。例えば、値下げ交渉するとか、そういうことはないのでしょうか。

生活環境課 高山主任： 平成 30 年度には 1 枚当たりの単価が下がっておりますし、なおかつ、毎回 4 回の納期があるが、4 回の納期の都度、袋に印刷するためのドラムを作り替えていたが、ドラムの作り替えの金額が上がるため、平成 31 年度からドラムを作り替えない方式に変えて価格を下げたという経緯はあります。

今本委員長： ドラムというのは、袋に印刷されているものということですか。

生活環境課 高山主任： 袋に印刷するドラムは、4 回の契約があるのですが、その都度、ドラムを改訂するのにコストがかかっていたのですが、平成 31 年度からドラムを作り替えない方式で、ロット番号が分かる方式に変えたので、そこで価格が抑えられているということがあります。

今本委員長： 分かりました。そういう努力をされているということで承知しました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、今 14 時半になりまして、5 件目まで終わったところですので、ここで 10 分の休憩を入れたいと思います。14 時 40 分に再開しますので、参集いただくようお願いします。

《休憩》

《再開》

今本委員長： それでは、再開したいと思います。

No.6 の案件に入ります。No.6 道路除雪管理システムデータ整備委託は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.6 道路除雪管理システムデータ整備委託》

石野係長： 道路除雪管理システムデータ整備委託につきましては、大島区などの山間地域でGPSの接続障害が生じ、既存のGPSが使用できなくなったため、車載端末の一部入れ替えと、除雪路線や除雪車の登録情報などのデータを更新するものです。期間は、令和3年10月19日から令和4年3月31日までの164日間であります。契約の方法は、随意契約で、業者の選定理由といたしましては、当該システムを開発した業者を選定しております。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、随意契約が選択された理由を確認したいということでございますが、このシステムは、現場の状況を把握し除雪事業者へ適切な指示を出すなど、除雪を円滑に実施するため、当該業者が上越市専用開発したシステムであり、平成23年度より運用を開始しました。機器の整備やデータの入力・書き換えについては、システムを構築し内容を熟知している者でないとシステムの安定稼働ができず、道路除雪業務に支障をきたす可能性があり、上越市財務規則第135条第3項第2号により当該業者との随意契約としております。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： 以前にもこの会議で、システム関係の更新作業が随意契約だった件についてお訪ねしましたが、こちらに関しても随意契約が選定された理由が、開発業者であるからということだったのですが、今後も基本的にはシステムを変えない限りは、こういったシステムの整備というものは、その業者に依頼をするという考え方なのでしょうか。

石野係長： もちろん一つ一つ毎にシステムの内容ですとか、こういった業務に使うのであるとか、一つ一つ検証して、これはこの業者しかできないとか、他の業者でもできるのではないとか、色々そのデータのコンバートだったり、色々な事情も考えながら指名してござい

て、一律にシステムだから1者随契というわけではございません

井部委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。この予定価格については、今回は委託ということで164日間されていて、ずっと同じだったということですが、金額は、特にこれまで変わらないということによろしいのでしょうか。

石野係長： 今回は、GPSの入れ替えもありましたので、これまでの委託経費よりは若干上がっていると思います。

今本委員長： 分かりました。もう一点よろしいでしょうか。この道路除雪管理システムのデータ整備は、平成23年度より運用しているということですが、契約の中で、いつまでという予定は設けられているのでしょうか。

雪対策室 小山係長： いつまでという期間では定めておりません。

今本委員長： ということは、ずっととりあえずは続けると、何か不都合がない限りは続けるという理解でよろしいのでしょうか。

雪対策室 小山係長： はい、そうです。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.6の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.7の案件に移ります。No.7 上越市役所福祉総合窓口カウンター及び椅子は、机・椅子の発注で、(有)彦坂オフィスサービが落札業者となっている案件が多い。指名業者選定の考え方を確認したいとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.7 上越市役所福祉総合窓口カウンター及び椅子》

石野係長： 上越市役所福祉総合窓口カウンター及び椅子につきましては、今年度実施いたしました、市民が利用しやすく各部局の配置を見直した庁舎再編に合わせて、福祉課前の福祉総合窓口の備品を整備したものです。期間は、令和3年8月10日から令和3年10月1日までの53日間であります。契約の方法は、指名競争入札で、業者の選定理由といたしましては、市内本社業者のうち、オフィス家具の納入希望順位が3位以上の者を選定いたしました。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は98.0%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、机・椅子の発注で(有)彦坂オフィスサービスが落札業者となっている案件が多い。指名業者の考え方を確認したいということですが、指名業者は、参考見積提出

業者のほか、入札参加資格申請の取扱い物品の希望順位や納品場所、いわゆる近接性を考慮し選定しております。

(有)彦坂オフィスサービスが落札業者となっている案件が多いことについては、推測ではございますが、物品の場合、入札価格は各社仕入れ先との交渉により価格が決まってくるものと考えており、当該業者がオフィス家具や学校家具などに精通し、また、文具や事務機器も取り扱うなど、幅広く製品を取り扱っていることからメーカーとの取引も多く、品物を安価に仕入れることができ、また、オフィス家具の希望順位が1位と、受注意欲が高いこともあり、低価格で入札ができたのではないかと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

上原委員： 基本的なことかと思いますが、説明にもあった希望順位という言葉ですが、これは、その会社が希望順位1位になりたいとか2位になりということを決まるものなののでしょうか。また、今ほどの説明で大体分かったのですが、購入する物は、メーカーも品物の番号・内容も全く同じ物で決まっているのだけれども、やはり業者によって金額が違ってくことは分かるのですが、これだけ大きな差がでるものなのかということを確認させていただければと思います。

石野係長： 一点目の希望順位ですが、入札参加資格申請書をお出しいただく時に、物品の場合、色々なオフィス家具であったり、OA機器であったり、スポーツ用品であったりするのですが、その中からその業者がやりたい項目を順位付けしていただいて、1位から8位まで提出していただいております。今回につきましては、オフィス家具の希望順位が3位以上の業者を対象に選定させていただきました。

二点目の価格の差ですが、やはり得意不得意というものもあるかと思いますが、基本的に規格を指定した発注は行っておりません。同等品であればAという会社の物ではなくて、機能さえ満たしておればBという会社の物も認めておりますので、仕入れ先との関係でこうした価格差が出てくるのではないのかと思っております。

上原委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.7の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.8の案件に移ります。No.8 吉川診療所電子カルテ・

レセプトオンライン請求システムは、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.8 吉川診療所電子カルテ・レセプトオンライン請求システム》

石野係長： 吉川診療所電子カルテ・レセプトオンライン請求システム購入につきましては、これまで吉川診療所で使用してきた電子カルテ・レセプトオンライン請求システム機器を更新するものです。期間は、令和3年8月2日から令和3年11月30日までの121日間でありませぬ。契約の方法は、随意契約で、業者の選定理由といたしましては、当該システムを開発した業者を選定しております。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、随意契約が選択された理由を確認したいということでございますが、これまで使用してきたシステムを更新するに当たり、これまでの診療データを更新した機器に遺漏なく移行し、エラーなくスムーズに稼働させなければ安定した医療を提供できないことから、上越市財務規則第135条第3項第2号により、これまで使用してきたシステムの開発者である㈱ビー・エム・エルとの随意契約としております。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。ということは、実績などを踏まえてという理解でよろしいでしょうか。価格についても特に交渉はしていないということでしょうか。

地域医療推進室 南雲係長： 実績につきましては、今現在、電子カルテを回すに当たりまして、従前から㈱ビー・エム・エルと契約したものを使っております。価格については、もちろん更新に当たりまして、㈱ビー・エム・エルと協議を重ねて、スムーズなデータ移行や今後のサポートのことも十分相談した上で、価格を決定しております。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上でNo.8の審議を終わりたいと思います。

続きまして、No.9の案件に移ります。No.9 ガスメーター修理品購入その2は、落札率が低いとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.9 ガスメーター（修理品）購入（その2）》

城川係長： それでは、No.9 ガスメーター修理品購入その2について説明いたします。納入場所は川原町技術センター他地内、納入期限は令和3年8月25日から令和3年11月7日までの75日間、概要は計量法に定められている検定期間である10年を過ぎた使用済ガスメーターを修理し、再度検定を受けたものを1,069個購入するものです。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜き1,308万6,940円、落札率は62.98%でした。

委員による抽出理由は、落札率が低いとのことでした。予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した14者のうち、近隣の市内本社業者1者及び納入実績がある市内営業所業者2者の合計3者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。

落札業者は、参考見積りをいただいた業者であることから、この業者に参考見積り額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積り額及び入札額とも、ガスメーターの修理を行う県外メーカーから提示される価格を基に価格を算出したとのことでした。具体的には、参考見積り時はメーカーの工場の稼働状況が集中していたため、提示された価格が高めとなり、入札時はメーカーの工場の稼働状況に余裕がでてきたため、提示された価格が安価になったのではないかとのことでした。このような理由から、落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員： 工場の稼働状況で金額が変わったということだったのですけれども、見積を取った時の稼働状況によって変わっているということでしょうか。納入期限は元々決まっていて、この期間で見積りを取るのではなくて、その見積りを出した時の稼働状況での金額で出されたということでしょうか。

城川係長： 委員がおっしゃったとおり、見積りを出した時の工場の稼働状況を参考に額を算出していると聞いております。

井部委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。ということは、見積りを取った時の稼働状況が悪い時だったということで、実際に入札した時に稼働率が高いということになると、逆に予定価格を超えてしまう可能性も

無きにしもあらずということになるのでしょうか。

城川係長：　そういうこともあるかもしれませんが、参考見積りにつきましては、なるべく入札時の実勢を反映できるよう、なるべく直前に取るようにしております。

今本委員長：　今回は、急な工場稼働率の変化があったということなのでしょうか。

城川係長：　聞き取りの中ではそのような状況であったと思います。

今本委員長：　分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員：　（意見等なし）

今本委員長：　なければ、以上でNo.9の審議は終わりたいと思います。

続きまして、No.10の案件に移ります。No.10事務用OA機器購入は落札率が低いとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.10 事務用OA機器》

城川係長：　続きまして、No.10事務用OA機器について説明いたします。納入場所は春日山町3丁目地内、納入期限は令和3年8月26日から令和4年2月28日までの187日間、概要は事務作業に使用するデスクトップパソコン45台、ノートパソコン4台、モノクロプリンタ1台を購入するものです。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜き709万1,400円、落札率は73.14%でした。

委員による抽出理由は、落札率が低いとのことでした。予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した17者のうち、近隣の市内本社業者1者及び納入実績がある市内本社業者1者の合計2者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。パソコン等のOA機器は、基本的に定価を設定していないオープン価格であり、メーカー側は卸価格のみを定め、小売店が発注時期の需給状況を注視しながら販売価格を決定することとなるため、具体的な発注時期が不明な参考見積の段階では、全体的に高めの金額が提示される傾向にあります。入札時には発注時期が明確となり、需給状況を考慮した価格を算出できるため、結果、落札率が低くなったものと考えられます。

今本委員長：　ありがとうございました。井部委員から何かありましたらお願いします。

井部委員：　ありません。

今本委員長：　それでは、事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員：（意見等なし）
今本委員長： なければ、以上でNo.10の審議は終わりたいと思います。
以上で3審議は終了となります。
次回、令和4年度第1回会議の審議案件の抽出者については、岩井委員となっておりますがいかがでしょうか。
岩井委員： 私がかまいませんが。
今本委員長： それでは、お忙しいこととは思いますが、次回の審議案件の抽出について岩井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【閉会】

今本委員長： つつがなく終了することができまして良かったと思います。ありがとうございました。
事務局から何かありますでしょうか。
平野課長： ありがとうございました。次回の会議につきましては、令和4年4月下旬頃を予定しておりますが、県内・市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、今本委員長とご相談をさせていただき、開催の有無を決定させていただきたいと考えております。次回会議の審議案件抽出のご担当となりました岩井委員には、改めて事務局からご連絡させていただきます。よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。
今本委員長： それでは、これで本日の会議は終了となります。
委員の皆様は、お残りいただくようお願ひします。

※会議終了後、入札監視委員会の討議内容に対する要望について協議した。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。